

**第84回国民スポーツ大会
第29回全国障害者スポーツ大会
提言書**

**島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
検討懇話会**

令和2年3月

目次

I. はじめに	1
II. 提言内容	2
1. 目指す成果と開催の意義	2
(1) 県民に夢や希望、感動を与え、成功体験の共有を通じた郷土愛や誇りの醸成....	2
(2) スポーツを通じた、健康で心豊かな島根暮らしの実現	2
(3) 将来にわたる持続可能な競技力の向上.....	3
(4) 島根の魅力発信を通じた観光振興等、裾野の広い経済効果の創出.....	3
(5) 各市町村で実施される競技を活かしたまちづくり、交流人口の拡大	3
2. 島根における大会のあり方	4
(1) 県民一人一人によるおもてなし.....	4
(2) スポーツに親しむ環境づくり	4
(3) 競技スポーツの推進によるまちづくり	4
(4) コンパクトで環境に配慮した大会運営.....	4
(5) 大会と連携した観光振興・産業振興	4
(6) すべての人がともに支え合う大会	5
3. 取組の方向性	6
(1) 県民意識の高揚と全ての県民が参加する仕組みづくり	6
(2) ライフステージに応じた生涯スポーツの普及.....	6
(3) 選手・指導者の育成・確保とサポート体制の充実	6
(4) 将来を見据えた新しい官民協働モデルによる効率的な大会の開催.....	7
(5) 大会を活用した誘客や地域ビジネスの拡大	7
(6) 障がい者を社会で支える環境づくり	7
III. おわりに	9

1. はじめに

本検討懇話会は、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会※¹及び全国障害者スポーツ大会※²が2029年に本県で開催されるにあたり、多様な分野の方の意見をもとに、「島根らしい大会のあり方」にかかる知事への提言をまとめるため、令和元年10月に設置されたものである。

昭和57年の「くにびき国体」「ふれあい大会」は、県内でのスポーツの普及や関心の高まり、競技団体の充実といったスポーツ振興に加え、体育施設や大型道路などのインフラ整備、県外からの選手団、関係者などの受入れによる経済波及効果、県民の社会福祉に対する理解促進など、県にとって多大な成果をもたらし、その後の県勢発展に寄与した。

その後、約40年が経過する間、国内における各種プロスポーツの発展や全国各地でのマラソン大会の開催、ラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピック等により、スポーツに対する国民の関心が高まる一方、人口減少や少子高齢化、市町村合併や自治体における財政状況の悪化など、大会を取り巻く環境は大きく様変わりし、国体を共催する日本スポーツ協会からは、21世紀の国体の目指す方向性として、国体を通じた地域の活性化、スポーツ文化の浸透、アスリートの発掘・育成・強化の3点が示された。

本懇話会では、このような社会情勢を踏まえ、これまで3回にわたる会議を開催し、いかに県民にとって有意義な大会にするべきかという視点から、本県で開催する大会の意義やあり方、目指す方向性等について議論を重ねてきたので、ここに報告する。

※¹国民体育大会

令和5(2023)年より国民スポーツ大会に名称が変更され、提言書では「国スポ」と記載

※²全国障害者スポーツ大会

提言書では「障スポ」と記載

なお、国スポと障スポを併せて「大会」と記載

II. 提言内容

1. 目指す成果と開催の意義

大会を、一過性のイベントに終わらせることなく、「今の島根にふさわしい大会」「この大会の開催で何を残せるか」の視点から、目指す成果及び開催の意義について以下のとおり整理した。

目指す成果

**オール島根で島根愛を醸成し、スポーツを通して豊かな人と地域を創る
“島根創生の実現を目指して”**

開催の意義

本大会を、“島根創生の実現”に向け、全ての県民が参画する絶好の機会と捉え、次のような意義を持って取り組むべきものとした。

(1) 県民に夢や希望、感動を与え、成功体験の共有を通じた郷土愛や誇りの醸成

このような全県を挙げてのイベントは他になく、「大会の成功」という共通の大きな目標を達成するために、県民一人一人がそれぞれの力を発揮することで、夢と希望、感動を生み、その成功体験や達成感は、郷土愛や誇りの醸成に大きく寄与するものとする。

開催県として「県民に夢や感動を与える成績の実現」を目標に掲げ、全県民が一体となって大会に取り組むことで、県民の一体感や島根県民であることの誇り、将来を担う子どもたちのふるさと意識の醸成等につながる。

(2) スポーツを通じた、健康で心豊かな島根暮らしの実現

国内最大のスポーツイベントである大会は、県民のスポーツへの関心を高め、自分なりにスポーツに関わりを持つきっかけとなる大切な機会である。

あらゆる県民がスポーツに関心を持ち、スポーツを日常に取り入れ、スポーツに一生涯親しむことは、心豊かに健康で文化的な生活を営むために必要な基礎体力の増進につながるるとともに、障がい者の社会参加の機会を増やし、生き生きとした島根暮らしの実現につながる。

(3) 将来にわたる持続可能な競技力の向上

本県の国体の男女総合成績が低迷している中で、県内関係者が中長期的な目標を掲げ、指導体制や練習環境、スポーツ医科学、栄養学からのサポート体制の整備を一丸となって進めることは、スポーツに秀でた才能を持つ人材の発掘・輩出を促すだけでなく、より高度な技術の習得などを目的とした県外への人材流出を防ぎ、島根県を拠点とした選手の育成につながる。

(4) 島根の魅力発信を通じた観光振興等、裾野の広い経済効果の創出

全国からの参加者をおもてなしの心で受け入れ、本県の魅力を情報発信する絶好の機会であり、県民が本県の魅力を再認識するとともに、本県のファンの獲得が期待できる。

また、大会を、観光振興や地域経済の活性化に向けたチャンスとして活かし、地元企業の事業拡大や、新たな事業創出・起業につなげることにより、裾野の広い経済効果の創出が可能となる。

(5) 各市町村で実施される競技を活かしたまちづくり、交流人口の拡大

広域に各市町村で競技を実施することで、住民が実施競技に触れ合う機会が増えるとともに、競技を中心としたまちづくりの機運が高まり、スポーツを軸とした地域の活性化や交流人口の増加が期待できる。

また、若年層の人口流出が進む中、開催に向け地域一体となって取り組むことで、地域の連帯感や社会的交流が生まれ、世代を超えたコミュニケーションの活性化が期待される。

全国に向けた地域の発信機会を得ることで、住民による地域独自の魅力の再発見が期待されるなど、地域におけるアイデンティティの確立が期待される。

大会の開催を通じて、多くの来県者による地域への理解促進や住民との交流拡大が図られることにより、縁人（えにしびと）と言える新たな交流人口や関係人口の増加が見込まれ、ひいては、地域づくりの担い手の確保やUターン・Iターンによる移住・定住につながるなど、地域振興に寄与するものと考えられる。

2. 島根における大会のあり方

(1) 県民一人一人によるおもてなし

大会は、日本全国から選手をはじめ多くの関係者が集まる国内最大のスポーツの祭典であり、新たな交流人口・関係人口の獲得に向けた好機と捉え、島根県を支えるファンづくりにつなげていく。

来県者に対し、島根県が誇る自然、歴史、文化等に触れる機会を提供することはもちろん、すべての県民が、来県者を迎えるホストとしてあたたかな県民性を発揮し、生き生きと活躍する大会を目指す。

(2) スポーツに親しむ環境づくり

大会の開催は、県民がスポーツを身近に感じ、スポーツに取り組む機運を醸成するきっかけとなる。

各地域のスポーツに触れられる環境を整備し、県民が生涯にわたってスポーツに取り組む機会を増やすことで、地域のコミュニティの維持や発展、健康増進など、心豊かな島根暮らしの実現を目指す。

(3) 競技スポーツの推進によるまちづくり

大会開催後においても競技レベルを継続するため、選手や指導者の育成・確保や地域全体で選手を育てる体制を作らなければならない。

地域や地元の教育機関、企業、関係団体とも連携し、選手や指導者などの人材育成や、スポーツ推進の体制整備、環境整備を戦略的に進め、地域に根ざした特色のあるスポーツ文化の育成やまちづくりを目指す。

(4) コンパクトで環境に配慮した大会運営

大会開催にあっては、持続可能な社会が人類共通の課題となる中、SDGs【持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)】の概念に基づき、過大な設備投資などを行うのではなく、島根県の将来を見据え、環境に配慮したコンパクトでスマートな大会とすることが求められる。

(5) 大会と連携した観光振興・産業振興

県外から、非常に多くの方々が県内各地に滞在されるまたとない機会であることから、島根の自然・歴史・文化などの魅力を効果的に情報発信することによって、観光誘客や交流人口の拡大につなげる。

また、豊かな自然の恵みを活かした島根ならではの食の提供や伝統工芸品の販売、県内企業と連携したサービス・商品の提供、開発など、様々な産業振興の好機として活用することを目指す。

(6) すべての人がともに支え合う大会

障がいの程度にかかわらず誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境を整え、自己実現の機会を広げるとともに、皆でスポーツを楽しむことで人と人との絆を育み、障がい者への理解を深め、ともに支えあう社会を築いていくことが求められる。

また、競技施設のみならず、障がい者が不自由なく利用できるように、宿泊施設等についても、一層のバリアフリー化を進めることを目指す。

3. 取組の方向性

(1) 県民意識の高揚と全ての県民が参加する仕組みづくり

大会の開催意義や島根らしい大会のあり方について、学校教育や広報誌、メディア報道等を通じて周知するとともに、早い段階で競技会場や大会の愛称を決定するなど、効果的かつ戦略的に機運醸成に努める。

また、市町村、学校、地域コミュニティ、企業、各種団体等、様々な主体が大会に参画し、単なるスポーツイベントではなく、島根の持つ、自然、歴史、文化など多くの魅力を県民自らが再発見する機会としても捉える必要がある。

特に、縁結びの地として知られる島根県には、日本神話の世界を今に伝える風景、文化、歴史があり、人と人、人と自然、世代と世代のつながりを大切にする営みがある。大会の開催を通じて、県内全域でそういった「縁」や「つながり」を強め、スポーツの理念とともに島根県が持つ価値を全国へ発信する機会とすることが求められる。

(2) ライフステージに応じた生涯スポーツの普及

あらゆる世代の県民が、生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しめる環境づくりを進める上で、今回の大会開催は絶好の好機と捉えることができる。

県内には、都会地に比べて民間のスポーツ施設やクラブなど、気軽にスポーツを楽しむ空間が少ないことから、地域住民が気軽に利用できる体育施設など、大会の開催をきっかけにして、適正な施設整備が必要である。

また、幼児期における運動遊びに触れ合う時間が減少傾向にある中、運動習慣の育成がその後の心身の発達やスポーツへの関わり方に大きく影響することから、幼児期での多様な運動遊びの経験が必要である。幼稚園や保育所などの幼児教育施設での運動遊びの推進や民間施設などでの機会の提供が不可欠である。さらに、小学校、中学校においてもすべての子どもたちにスポーツの楽しさや喜びを感じられる指導の在り方や授業の改善が求められる。

(3) 選手・指導者の育成・確保とサポート体制の充実

競技力をトップレベルまで引き上げるためには、人（選手・指導者）・モノ（施設・競技用具）のレベルアップが必要である。

近年、少子化に伴い、中学校や高等学校では、部活動参加生徒の減少や専門的な指導力を備えた顧問教員（指導者）がいない等の課題を抱えた運動部活動が増加している。

優秀な選手・指導者の県外への流出防止や、県外で活躍する選手や指導者の受入れを図るためには、スポーツを通じた学校魅力化の推進や、地元企業をはじめとする関係機関での受け皿づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

また、才能ある競技者の能力を適切に伸ばしていくためには、成長過程にふさわしい指導が必要であり、指導者の確保・育成、各成長段階での指導者間の連携、中長期的な

視点に立った選手の育成に加え、スポーツ医科学の観点から、選手が最高のパフォーマンスを発揮するために必要なトレーナーやスポーツ栄養士等の育成、特に女性アスリートの育成体制の構築など、スポーツを「ささえる」人材の育成も急務であり、大会開催以降においても競技力向上を継続させる鍵のひとつとなる。

今後、着実に成果をあげるためには、中長期的視点で、戦略的に競技力向上を進めていく組織が不可欠である。

(4) 将来を見据えた新しい官民協働モデルによる効率的な大会の開催

施設整備においては、既存施設を積極的に活用していくほか、新たな施設が必要な場合も仮設で対応したり、鳥取県など他県の施設利用を検討したりするなど、大会後も開催市町村に負担をかけない大会の実現が必要である。

施設を新設する場合も、インシヤルコストのみならず、維持費や環境負荷等も考慮に入れた長期的な視点での検討を行う必要があり、再生可能エネルギーの活用や、地産地消の推進、IoT技術の活用、リサイクルの徹底等により、準備・開催に伴う環境への影響を最小限にとどめる対策を行うほか、大会終了後の利活用方法等、すべてのライフサイクルにおける環境負荷及びコストの低減を図る。

大会運営にあたっては、行政、関係団体（競技団体、学校体育団体、体育協会など）、企業、ボランティアなど、官民が一体となって互いの強みを生かしながら協働する仕組みづくりが求められる。

特に、高齢者や女性がいきいきと活躍する社会の実現に向け、関係の団体や公民館、地域づくりNPOなどにも、積極的に関わってもらうことも必要である。

また、自治体の財政状況が厳しい中、スポンサーやネーミングライツの募集、ふるさと納税制度やクラウドファンディングの活用等、財源の確保に向け、地元企業等にも協力するメリットが生じる、新しい官民連携のあり方を工夫することが必要である。

(5) 大会を活用した誘客や地域ビジネスの拡大

島根の自然・歴史・文化は、国内外に誇るべきものが多々あり、メディア等の協力により、大会の準備段階から島根の魅力を戦略的に情報発信していくことが、大会開催時のみならず、開催前後を通じたイメージアップや誘客にもつながるものと考えられる。

また、経済波及効果の創出にあたっては、人口減少に伴う経済規模の縮小、事業承継や人材不足等、島根県の経済をとりまく環境は年々厳しさを増す中、創意工夫が必要であり、経済団体・金融機関などとの連携により、大会の準備・開催に要する多額の経費や多数の大会関係者の消費活動を、幅広い産業分野の事業拡大や新規分野への参入、起業など、地元での経済活動につなげていくことが不可欠である。

(6) 障がい者を社会で支える環境づくり

障スポの開催は、障がいを乗り越え、勝利を目指して真摯に競技に取り組む姿が県民に感動を与える貴重な機会であり、本県における障がい者スポーツの普及、競技力の向上のみならず、障がい者に対する県民の理解をさらに深め、障がい者一人一人が自分らしく社会生活を送ることができる共生社会の実現につなげることが求められる。

大会を契機に、さらなる意識醸成や啓発活動による障がい者への理解を進めるほか、競技施設や県内の滞在、訪問、移動にかかる施設などのあらゆる場面でのバリアフリー化を推進し、障がい者が生き生きと日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められる。

Ⅲ. おわりに

昭和 57 年の「くにびき国体」「ふれあい大会」では「県民皆スポーツ」を意図し、一人一スポーツを提唱し、家庭、地域、職場への体育・スポーツの普及活動を通じて、県民のスポーツへの関心が高まるとともに、障がい者への理解と認識を一層深めることとなった。また、各市町村での開催をきっかけに、ホッケーやカーヌーなど現在に続く地域におけるスポーツ文化の定着が見られるほか、バスケットボールやサッカーといったプロリーグに加盟する、または加盟を目指すチームが活躍するなど、スポーツの競技力の向上や、高いレベルの競技スポーツに触れることができる環境づくりが進んできている。

スポーツは競技者として参加する「する」側面のほか、「見る」「知る」「支える」など幅広い分野からなり、多くの関係者の協力により成り立っている。

大会開催には、子どもからお年寄りまで全ての県民一人一人がかかわるため、参加と協働を通じて、次代を担う人々のネットワークの創造（構築）と、島根県の総合力を内外に示すまたとない好機となる。そして、勝敗を争うスポーツの世界においては、島根県を代表する選手の活躍は、県民に勇気と感動を与え、将来に続く希望を育むうえでの推進力となる。

そのためには、全市町村を舞台に、個人、企業、団体など、すべての県民自らが主体的・積極的に協働して役割を果たせるよう機運醸成を図り、開催県に相応しい成績「男女総合優勝(天皇杯)・女子総合優勝(皇后杯)」を目指すことが必要である。

なお、地域のスポーツ文化の振興には、市町村の取組が不可欠であることから、競技会場の決定及び財源確保の手法や整備にかかる所要経費を踏まえた財政計画の策定について、しっかりと市町村と協議を行いながら進めることが必要である。

また、非常に多額の経費を要することから、費用対効果の観点を踏まえ、「県民へのスポーツの普及・競技力向上」「スポーツを通じた地域づくり」「観光(産業)振興」など、県民生活にかかわる具体の成果の実現に向けて取り組んでいくことが、大会後のレガシー創出につながるものと考えている。

今後、県民各層が国スポに関する情報や課題を共有し、大会にかかわる競技者や指導者、次の世代を担う年代の方も交えて議論を重ねながら準備を進められ、大会の成功による島根創生が実現するよう取り組んでいただきたい。

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 令和11年に開催される第84回国民スポーツ大会本大会及び第29回障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の開催にあたり、多様な分野の方から意見を伺い、「島根らしい大会のあり方・方向性」にかかる提言をまとめるため、島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換を行い、知事に提言を行う。

- (1) 大会の意義、理念、目標及び成果
- (2) 県民参加に向けた機運醸成
- (3) 市町村、関係団体等との連携・協力
- (4) 施設整備等に関する考え方
- (5) その他大会開催にあたり、必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、20名程度の委員で組織する。

- 2 委員は、行政、スポーツ、教育、経済、報道、有識者の各分野において、大会の開催に関して知見を有する団体、組織または個人のうちから委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(座長等)

第4条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により決定する。
- 3 副座長は委員の中から座長が指名する者とする。
- 4 座長は懇話会を代表し、会議の議事を進行するとともに会務をまとめる。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員の代理または会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するため、環境生活部スポーツ振興課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会 委員名簿

(敬称略)

No.	区分	所 属	役 職	氏 名
1	行 政	島根県市長会	会長	松浦 正敬
2		島根県町村会	会長	下森 博之
3	スポーツ	公益財団法人 島根県体育協会	専務理事	安井 克久
4		公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会	理事長	福井 幸夫
5		島根県スポーツ推進審議会	会長	岸本 強
6	教 育	島根県高等学校体育連盟	会長	津森 敬次
7		島根県中学校体育連盟	会長	古藤 浩夫
8		島根県特別支援学校長会	会長	浅野 博行
9		島根県私立中学高等学校連盟	会長	大多和 聡宏
10	経 済	島根県商工会議所連合会	幹事長	松浦 俊彦
11		島根県商工会連合会	会長	石飛 善和
12		一般社団法人 島根県経営者協会	会長	久保田 一郎
13		公益社団法人 島根県観光連盟	会長	皆美 佳邦
14	メディア	株式会社 山陰中央新報社 (公益財団法人 島根県体育協会)	代表取締役社長 (副会長)	松尾 倫男
15		山陰中央テレビジョン放送株式会社 (公益財団法人 島根県体育協会) (島根県商工会議所連合会)	代表取締役社長 (理事長) (会頭)	田部 長右衛門
16	有識者	島根県連合婦人会	会長	野々内 さとみ
17		日本青年会議所中国地区島根ブロック協議会	2020年度会長	松田 岳士
18		島根県立大学短期大学部	教授	梶谷 朱美
19		東部島根医療福祉センター	院長	伊達 伸也
20		安来市スポーツ推進員		仲佐 久子

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会 活動実績**○第1回検討懇話会**

日時	2019年11月11日(月)14:00~16:00
場所	サンラポーむらくも 彩雲の間
議事	<ul style="list-style-type: none">主催者挨拶・開催趣旨説明会議の進め方について座長・副座長の決定・挨拶 議事内容 <ul style="list-style-type: none">①大会の概要について②くにびき国体の概要について③くにびき国体の成果について④大会の開催に向けて⑤大会を通じて目指す成果の例⑥意見交換
参加者	委員 20名(うち、代理出席3名)

○第2回検討懇話会

日時	2020年2月4日(火)13:00~15:00
場所	サンラポーむらくも 瑞雲の間
議事	<ul style="list-style-type: none">第1回 検討懇話会の概要について提言書の骨子 素案について意見交換
参加者	委員 20名(うち、代理出席4名)

○第3回検討懇話会

日時	2020年3月26日(木)13:00~14:30
場所	ホテル白鳥 朱鷺(とき)の間
議事	<ul style="list-style-type: none">提案書(案)の確認について
参加者	委員 19名(うち、代理出席5名)